

約65%
割引適用

園児総合補償制度

総合生活保険（こども総合補償）

＝ 園児24保険・24時間補償 ＝

24時間安心な生活を補償する《園児総合補償制度》をおすすめします

- 全日本私立幼稚園PTA連合会ならではの割引が適用されて保険料が割安です!!
- 電話健康相談ができる、「メディカルアシスト」「デイリーサポート」等が付帯されております!!
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波などによるケガについても補償されます!!
- 救援者費用等補償・育英費用補償が付帯されております!!
- 個人賠償責任補償は示談代行サービス付きです!!全国各地の自転車条例にも対応しています!!

加入依頼者および被保険者

この保険は、全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟しているPTA、母の会、保護者の会に所属する構成員の方を加入依頼者（保護者の方）とし、被保険者（保険の対象となる方）はその家族である園児が対象となります。

※幼稚園だけでなく、認定こども園の方も対象です。



申込締切日 月 日（ ）

〔ご加入内容に関する大切なお知らせ〕

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

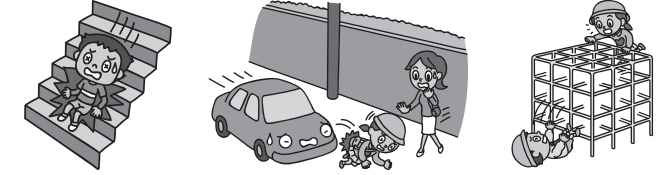
また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、地区サービス取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

全日本私立幼稚園PTA連合会
全日本私立幼稚園連合会
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

園児総合補償制度（園児24保険）の内容

以下の場合に保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットのP.5「補償の概要等」をご覧ください。

病気の 補償	●お子様が病気になられた場合 園児が病気の治療のため1泊2日以上入院、手術や放射線治療を補償します。 ただし、同一の病気に対しては60日が限度となります。 ※ご加入が最初の保険契約（初年度契約といいます。）の支払責任の開始日より前に被っている疾病を原因とする入院は保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っている疾病を原因とする入院についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払い対象となります。（継続契約の場合に限ります。） ※先天性疾患については加入後の診断の場合も対象外となります。 加入タイプ A・B・C のみ
ケガの 補償	●お子様がケガをした場合 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときに保険金が支払われます。 園児の園でのケガはもちろん、おうちに帰ってからや休日のケガも補償します。  階段を踏みはずした 通園中に車にはねられた 遊具から落下した ●天災危険補償 天災（地震もしくは噴火またはこれらによる津波など）によって生じたケガによる園児の死亡、後遺障害、入院、手術、通院保険金を補償します。  地震でケガをした ●細菌性食中毒補償 細菌性食中毒等による園児の死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。 細菌性食中毒等とは、ボツリヌス菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌等による細菌性食中毒およびノロウイルス等によるウイルス性食中毒をいいます。 ●特定感染症補償 特定感染症（O-157を含みます）による後遺障害、入院、通院を補償します。（死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象となりません。） ※特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症はお支払いの対象となりません。 ●熱中症補償 熱中症（日射または熱射による身体の障害）による園児の死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。
自転車条例 対 応 個人賠償 責任補償	●園児や家族が他人に損害を与えた場合 日常生活における偶然な事故により他人にケガまたは物損を与えたため、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金が支払われます。 園児本人だけでなく、そのご家族（同居の親族等）も保険の対象になります。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※自動車等の所有、使用などに起因する賠償事故は補償の対象とはなりません。 ※物損事故の場合は、被害にあった物（被害者の方の衣服や携行品、建物、家財等）の損害額をお支払いいたします。 被害にあった物の修理費がその物の価値（時価）を上回る場合には、その価値の金額が限度となります。  母がデパートで売場の商品をこわしてしまった 自転車で走行中、歩行者と接触しケガを負わせた
救援者 費用等 補償	●園児が入院し、保護者が駆けつけた場合 国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、園児またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。  ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった
育英費用 補償	●扶養者に万一のことがあった場合 扶養者のケガによる死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に、保険金（一時金）をお支払いします。 ※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

おすすめします！

A NEW!!

年間保険料		A	B	C	D
		15,000円	12,000円	10,000円	6,000円
病気の補償	入院医療 保険金日額※注1 (60日限度)	6,000円	5,500円	4,800円	—
ケガの補償	入院 保険金日額※注2 (1事故180日限度)	6,000円	5,500円	4,800円	3,200円
	通院 保険金日額 (1事故90日限度)	5,000円	4,000円	3,500円	2,200円
	死亡・後遺障害 保険金額	361万円	361万円	219万円	218万円
個人賠償 責任補償	賠償責任 (1事故あたり) (免責金額なし) ※注3	国内 3億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円
救援者 費用等 補償	救援者費用	100万円	100万円	100万円	100万円
育英費用 補償	育英費用	700万円	350万円	300万円	120万円

(職種級別Aの場合)

(ご注意) 前年度の事故発生、保険金支払状況によっては、保険金額を調整させていただくことがありますので、あらかじめ、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがありますので、代理店にお問い合わせください。

放射性物質等による事故は、お支払いの対象となりません。全プランにおいて、地震および噴火またはこれらによる津波による事故も補償します。

※注1 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍（入院中の手術または放射線治療（血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。

※注2 ケガの補償の手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※注3 記録情報の損壊については500万円が限度となります。

●4月30日以降に保険料をお振り込みの場合、保険料は下記表のとおりとなりますのでご注意ください。

加入月	振込期間	未経過月数	A	B	C	D
		ヶ月	円	円	円	円
4	～2019年4月26日	12	15,000	12,000	10,000	6,000
5	4月30日～5月30日	11	13,760	11,010	9,180	5,510
6	5月31日～6月27日	10	12,510	10,010	8,330	5,000

* 中途加入の場合の保険料は、振込期間によって異なりますのでご注意ください。

* 6月30日以降に保険料をお振り込みの場合、取扱代理店または弊社までご連絡ください。中途加入保険料をご案内致します。

保険期間

2019年4月1日(午前0時)^{※1}より2020年4月1日(午後4時)^{※2}まで

- ※1 4月1日以降に振込手続をした場合は、振込日の翌日(午前0時)以降が補償開始日となりますのでご注意ください。
2018年度よりご加入の方で、3月31日までに振込手続をした場合は、4月1日午後4時から補償開始となります。
2018年度よりご加入の方で、4月1日以降に振込手続をした場合は、一旦契約が終了し初年度契約扱いとなりますのでご注意ください。
- ※2 中途加入の場合でも、上記保険期間終了日までとなります。

お申し込み方法

加入申込書に必要事項をご記入のうえ、申込書記載の方法でお申し込みください。

付帯サービス 全タイプに自動セットされますので、ぜひご利用ください!!

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

24時間365日受付^{※1}
0120-708-110
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)*と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)*からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談	医療機関案内
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。	夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談	がん専用相談窓口
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。	がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{※2}
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

・デイリーサポート 自動セット

受付時間:	
いずれも土日 祝日、年末 年始を除く	・法律相談 : 9:00~17:00
	・税務相談 : 14:00~16:00
	・社会保険に関する相談 : 9:00~17:00
	・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00
	・電話介護相談 : 9:00~17:00

0120-285-110
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務・社会保険・介護に関するお電話での相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

生活支援サービス

・法律・税務相談 ^{※1}	・社会保険に関する相談 ^{※2}
・暮らしの情報提供	

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

介護関連サービス

・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談)
・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

・介護アシスト 自動セット

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介): 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)
0120-428-834
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

電話介護相談

・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、公設施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介^{※1}

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

*1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・『サービスのご案内』における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

事故例のご紹介

※下記はご契約当時の保険金額に基づきお支払いした事例です。

〈傷害事故〉

事故内容	支払保険金
園児が歩道に乗り上げてきた車に衝突され死亡した。	2,219,200円 (死亡保険金としてお支払い)
園児が海外旅行中に親が目を見失った際に迷子になり、プールの中のすべり台でおぼれてしまった。結果、四肢麻痺となった。	3,810,800円 (後遺障害・入院・通院保険金としてお支払い)
園児が自転車の後ろに乗っている際、右足が後輪にはさまり、足を挫傷。	159,600円 (通院保険金としてお支払い)

〈賠償事故〉

事故内容	支払保険金
自宅の洗面所を詰まらせて階下を水浸しにした。	2,430,076円 (修理費としてお支払い)
園児が自転車で走行中、歩行者と衝突し、顔面陥没骨折のけがを負わせた。	1,565,260円 (治療費等としてお支払い)
園児が投げた石が、駐車中の車両のフロントガラスにぶつかりヒビが入ってしまった。	118,933円 (修理費としてお支払い)
園児がスーパーのカートを店内から外へ戻す際に自動ドアに衝突し、ガラスを破損してしまった。	115,500円 (修理費としてお支払い)

■総合生活保険（こども総合補償）補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、保険の対象となる方が熱中症（日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

入院・手術医療保険金支払特約

保険金をお支払いする主な場合

入院医療保険金

保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合

▶入院医療保険金日額に入院*1した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院*2について、60日を限度とします。

※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。

*1 介護療養型医療施設における入院を除きます。

*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。

手術医療保険金

保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1または放射線治療*2を受けられた場合

▶以下の金額をお支払いします。

- ・入院*3中の手術：入院医療保険金日額の10倍
- ・入院*3中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍
- ・放射線治療：入院医療保険金日額の10倍

*1 傷の処置、切開術（皮膚・鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。

*2 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

*3 介護療養型医療施設における入院を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分）
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気
- ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気
- ・アルコール依存および薬物依存
- ・先天性疾患
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気*2

等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。

傷害補償基本特約＋天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）

保険金をお支払いする主な場合

死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合**

▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合**

▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

入院保険金

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合**

▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。

※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。

手術保険金

治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合**

▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。＊3

＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

＊2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

通院保険金

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院（往診を含みます。）された場合**

▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。

※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。

※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

＊1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

等

特定感染症危険補償特約

保険金をお支払いする主な場合

特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合

●発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

●医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合（法律により「就業制限」された場合を含みます。）

●医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合

▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。

※特定感染症とは

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症
- ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって発病した特定感染症
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分）
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症
- ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症
- ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新の場合を除きます。）

等

個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

保険金をお支払いする主な場合

国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）＊１を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合

- 保険の対象となる方の日常生活に起因する偶然な事故
- 保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

▶ １事故について保険金額＊２を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。

※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

＊１ 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、**受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合**についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額＊３を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項）

なお、以下のものは補償の対象となりません。

- ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・自転車、船舶等
- ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話等
- ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等
- ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物
- ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等

等

＊２ 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。

＊３ 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の**故意**によって生じた損害

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害

・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に

直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊１）によって保険の対象となる方が被る損害

・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。）

・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・航空機、船舶、車両＊２＊３または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞

・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害

・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害

・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害

・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害

・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害

・自然の消耗またはさび・かび等による損害

・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害

・電氣的または機械的事故に起因する損害

・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害

等

＊１ 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊４中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

＊２ ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。

＊３ 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。

＊４ ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約

保険金をお支払いする主な場合

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が搜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合

●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合

●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の搜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合

●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合

等

▶ １事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害

・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害

・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている場合に生じた事故によって生じた損害

・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害

・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害

・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合）

合を除きます。)によって生じた損害

・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じ

た損害

・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害

等

育英費用補償特約＋天災危険補償特約（傷害、育英費用用）

保険金をお支払いする主な場合

扶養者＊１が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて１８０日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合

▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。

（重度後遺障害の例）

●両目が失明したもの

●咀嚼および言語の機能を廃したもの

●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

等

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

＊１ 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガによる扶養不能状態

・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分）

・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態

・扶養者が**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態

・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態

・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態

・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態

・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態

・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合

等

保険の対象となる方（被保険者）について

【保険の対象となる方（被保険者）ご本人】としてご加入いただける方】

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人＊１」としてご加入できる方は、全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟しているPTA、母の会、保護者の会に所属する構成員の方を加入依頼者（保護者の方）とし、その家族である園児の方となります。

＊加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方をいいます。

【保険の対象となる方（被保険者）の範囲】

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方は、以下のとおりです。

傷害補償（本人型）…………ご本人＊１

個人賠償責任（家族型）……ご本人＊１、ご本人＊１の配偶者、ご本人＊１もしくは親権者またはご本人＊１の配偶者の同居のご親族＊２、ご本人＊１もしくは親権者またはご本人＊１の配偶者の別居の未婚＊３のお子様

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人＊１の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます（代理監督義務者については、ご本人＊１に関する事故に限ります。）。また、ご本人＊１以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。また、ご本人＊１以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

※育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

＊１ 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方をいいます。

＊２ ６親等以内の血族および３親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。また、ご本人＊１以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

＊３ これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【保険の対象となる方（被保険者）について】における用語の解説】

配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚約とは異なります。）にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。

a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。また、ご本人＊１以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）

総合生活保険（こども総合補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項



I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、全日本私立幼稚園PTA連合会をご契約者とし、全日本私立幼稚園PTA連合会の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本私立幼稚園PTA連合会が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●育英費用補償特約 ●救済者費用等補償特約

- *1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する

重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記をご確認ください（項目名は商品によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

総合生活保険（こども総合補償）

職業・職務等*1、公的医療保険制度*3が告知事項かつ通知事項（☆）となります。

生年月日、他の保険契約等*2が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- *3 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

- *1 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記

- 載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎える時

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、

ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いせん。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊１または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

＊１ 法律上の配偶者に限ります。

- 保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター （指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

通話料
有料

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

事故は119番・110番



0120-119-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

万一事故にあわれたら

万一事故にあわれたときは、直ちにお問い合わせ先までご連絡ください。

個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。保険金請求書類の発送には、10日程度時間を要する場合がございます。

保険料控除制度についてのお知らせ

園児総合補償制度（園児24保険）の加入タイプA・B・Cのうち入院医療保険料のみ「介護医療保険料控除」の対象となります。控除証明書が必要な方は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。10月頃より受付開始です。



本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

2. 加入申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく商品に応じてご確認ください事項】

- ☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄は正しくご記入いただいていますか？

- ☐ 加入依頼書等の「職業・職務等」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？

※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。

- 職種級別Aに該当する方：「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方
- 職種級別Bに該当する方：「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）

【種目共通事項】

- ☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他ご不明の点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この保険は、全日本私立幼稚園PTA連合会をご契約者とし、全日本私立幼稚園PTA連合会の構成員等を被保険者とするこども総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本私立幼稚園PTA連合会が有します。

お問い合わせ先

地区サービス取扱代理店

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社

担当課（支社）

制度取扱幹事代理店 海上商事株式会社